

地域学校協働活動の推進

—「地域とともにある学校」を目指した体制づくりのために—

「地域学校協働活動」とは、より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等の参画を得て、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動のことです。愛知県内では、地域と学校が協力する様々な活動を「支援」から「連携・協働」へと発展させ、地域と学校が一体となって子供を育む「地域とともにある学校」づくりが進められています。

本リーフレットは、学校教職員を始め多くの方々に、地域学校協働活動の推進力となつていただくことを願い、平成30年度愛知県地域学校協働本部推進会議にて作成しました。

○ 地域ぐるみで子供を育む活動の様子

北名古屋市立五条小学校地域学校協働本部

「学校支援ボランティア」

学習サポーターは、校外学習の付添いや水泳指導の見守りなどの授業支援と、基礎学力の定着・学力向上を目指した「音読・脳トレンド」を行っています。



大治町学校支援地域本部

「はるボラフレンズ」

公民館にある学校支援地域本部が学校のニーズに応えてボランティアを派遣しています。主として授業補助や校外学習引率補助などの学校支援活動を行っています。



津島市立神守中学校地域学校協働本部(豆ボラ神守)

「月テラ・ドテラ(地域未来塾)」

月曜日開催の「月テラ」は全学年を、土曜日開催の「ドテラ」は3年生を対象に学習支援をしています。卒業した大学生が学習支援員として活躍しています。



大府市中学生学習支援事業

「まなポート(地域未来塾)」

市内全ての中学生を対象に、毎週土曜日の午後に、公民館で学習支援を実施しています。地域の拠点である公民館とNPO、地域の大学生が連携した活動です。



清須市学校支援地域本部

「西枇杷島地区の防災学習」

地域住民と子供が協力して、東海豪雨を後世に伝える大型紙芝居や清須市水防かるたの作成・活用を通して、地域の防災意識の向上を図っています。



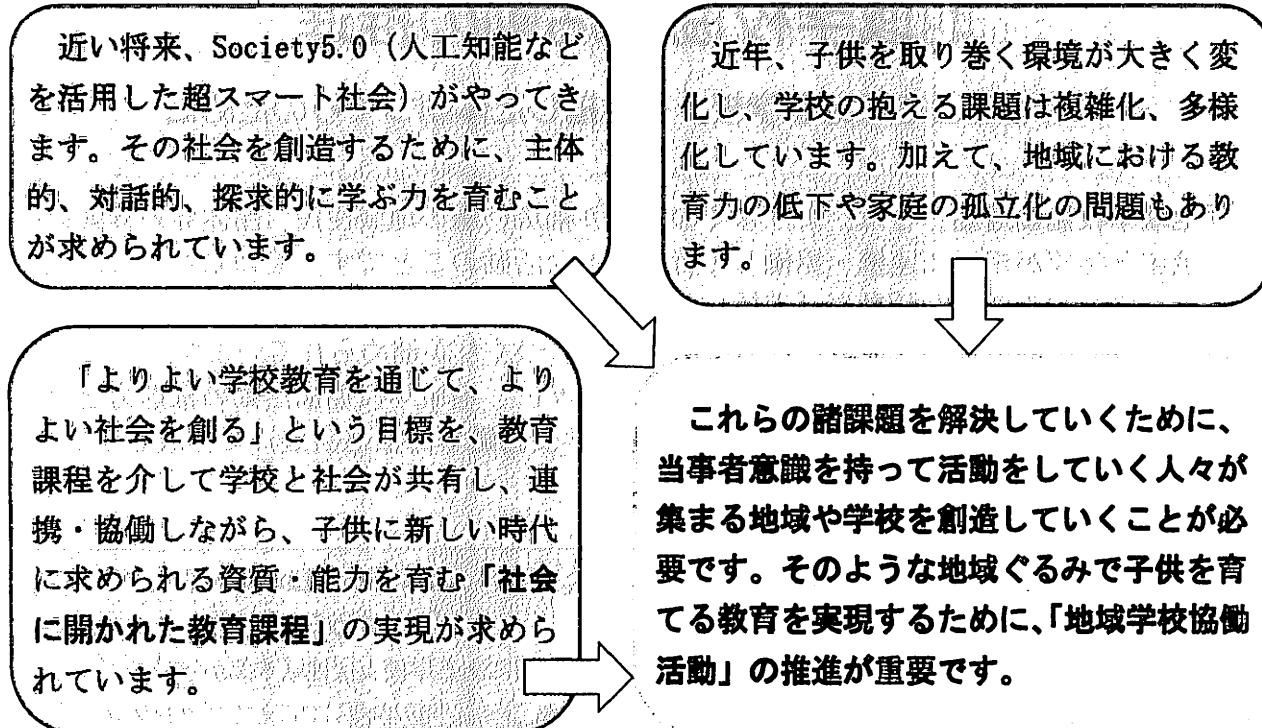
田原市地域学校協働本部・福江中学校

「ドリームの会(地域ボランティア参加)」

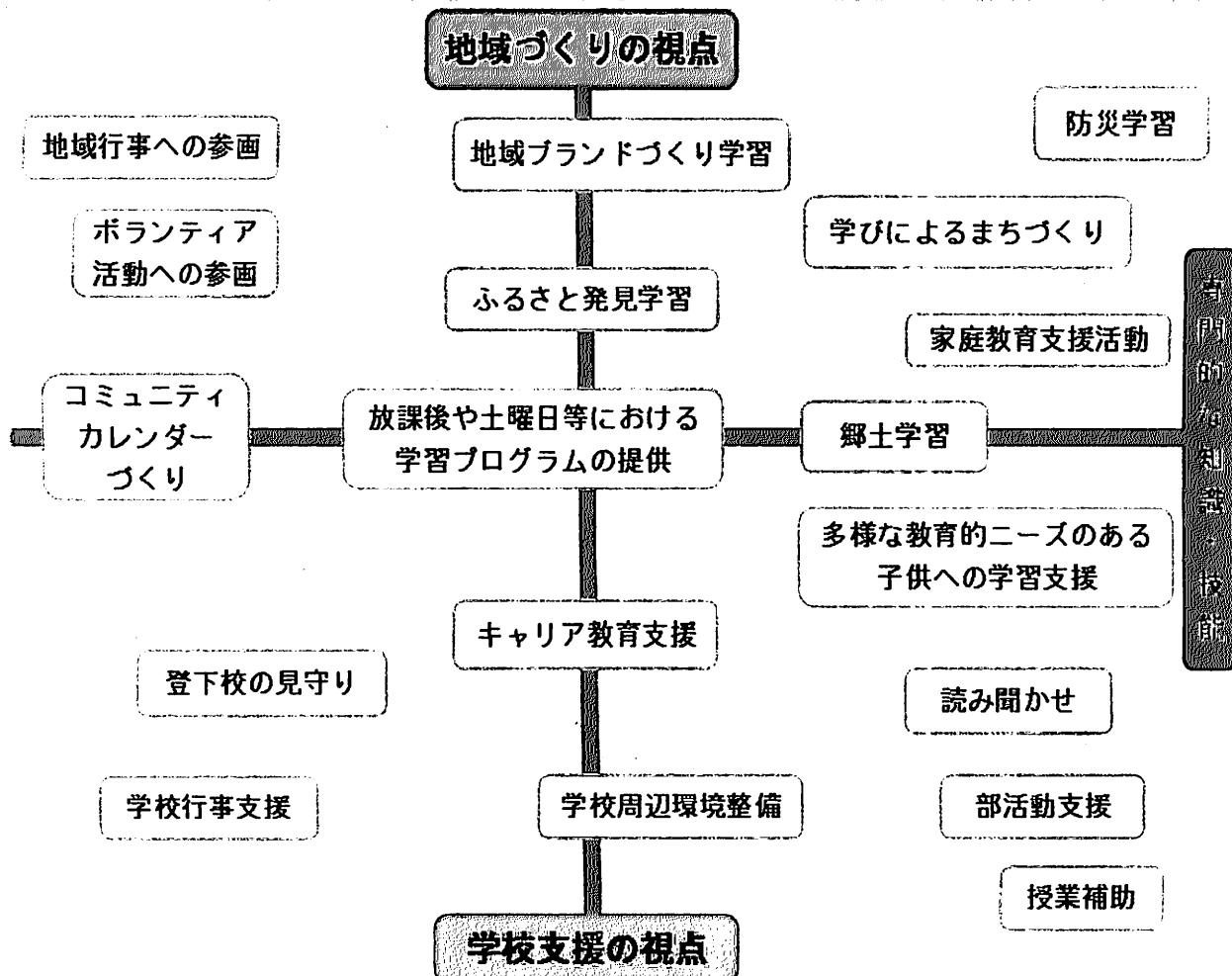
生徒が会員である「ドリームの会」が地域の要請を受けて参加者を募り、地域活動へボランティアを派遣しています。地域住民とのつながりを深めています。



○ 今、求められている「地域とともにある学校」の実現のために



(地域学校協働活動の活動例)



※ 地域によって様々な活動があるため、その位置付けは内容によって変動します。

※ 参考資料：「地域学校協働活動パンフレット」（文部科学省）

○ 地域学校協働活動を推進するためのポイント

目標の共有

地域学校協働活動では、「どのような子供を育てたいか」など、地域と学校が目指す方向性やビジョン等を共有することが必要です。

活動のコーディネート

地域や学校の実情に応じて「地域学校協働活動推進員」等のコーディネーター役の地域住民と調整を図り、活動を進めていくことが重要です。

活動拠点づくり

学校と地域住民、地域住民同士の交流を深め、活動が円滑に進むように、学校や公民館等に活動拠点を設けることが有効です。

幅広い広報活動

より多くの地域住民の参画を促すように、ホームページや回覧板等を活用し、地域と学校が協力して活動内容等を広報することが大切です。

○ 地域学校協働活動の推進による効果

子供にとって良いこと

- ・ 多様な地域住民等との活動により、子供の学びや体験活動を充実させることができます。子供の地域理解や愛着、地域の担い手としての自覚を高めることができます。
- ・ 活動を通じて子供が地域の大人と多くの関わりを持つことで、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心を育むことができます。

学校・教職員にとって良いこと

- ・ 地域住民等との活動により、学校に対する地域の理解が進み、地域からの支援が増え、教職員が子供に向き合う時間をより多く確保できます。
- ・ 地域資源を生かした効果的な授業づくりを進めることで、教員の指導力向上につなげることができます。

地域にとって良いこと

- ・ 自らの知識や技能、学びの成果が子供の教育に生かされることで、地域住民等の生きがいにつながり、自己実現の機会を広げることができます。
- ・ より多くの幅広い層の地域住民の参画による活動を通して、地域づくりの担い手の育成とともに、地域の教育力の向上につなげることができます。

○ 地域学校協働活動推進員について

地域学校協働活動推進員は、社会教育法に位置付けられた、学校と地域住民等との連絡調整等を行う地域住民が担うコーディネーターのことです。また、学校運営協議会の委員となるなど、実り多い地域学校協働活動の実施へ導くよう求められています。

(地域学校協働活動推進員の役割)

- ・ 学校や地域の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・ 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- ・ 高齢者や大学生等、地域ボランティアの募集・確保
- ・ 地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ・ 地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

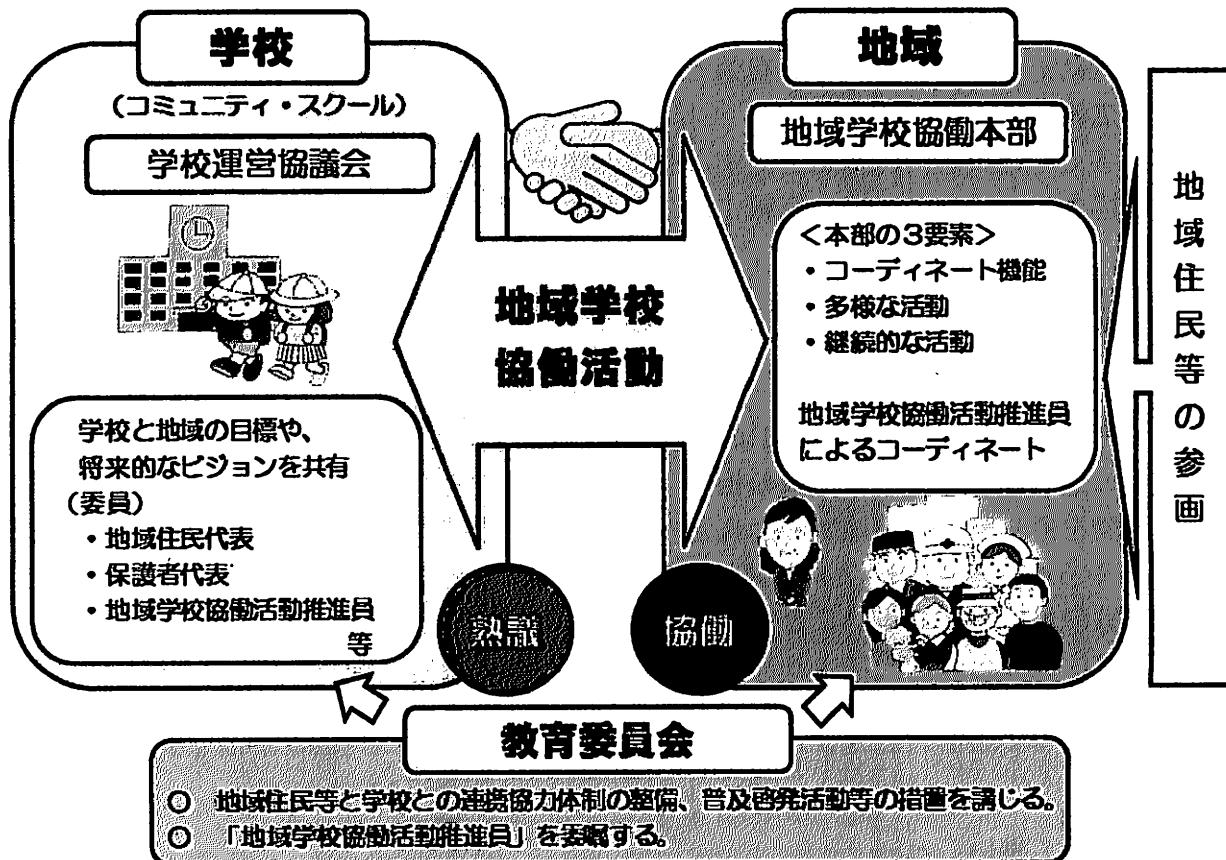


○ 地域学校協働本部と学校運営協議会

地域学校協働本部は、幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する地域学校協働活動を推進する体制のことです。

学校運営協議会は、地方教育行政法第47条の6に基づき、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させる仕組みとして、教育委員会が設置するものです。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校のことです。

地域学校協働本部と学校運営協議会の双方が機能することにより、地域と学校が共有した目標や将来的なビジョンを、具体的な活動につなげることができます。



○ 今後に向けて

- ・ 学校・教職員は、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりして、地域社会と積極的につながりを持つことが重要です。そのために、身近なPTA経験者や退職教職員、自治会関係者、社会教育関係者等との連携が有効です。
- ・ 教育委員会には、関係部局・関係課と横の連携を図り、地域学校協働活動推進員の委嘱や地域学校協働本部の設置等、地域と学校の連携協力体制の整備を主体となって進めることが望されます。
- ・ 地域住民には、地域と学校が共有した目標や将来的なビジョンを理解し、無理のないところから始めた活動を継続していく中で、その活動の幅を徐々に広げていくことが望されます。

※ 参考資料URL：「学校と地域でつくる学びの未来」<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>

※ 問合せ先：愛知県教育委員会生涯学習課 家庭教育・地域連携支援グループ（TEL 052-954-6780）